



奈労発基 0408 第 2 号  
令和 4 年 4 月 8 日

奈良県保育協議会会長 殿

奈良労働局長

### 令和 4 年度「安全衛生教育推進キャンペーン」の実施について

これまで、小売業、社会福祉施設及び飲食店は、労働災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種として、平成 30 年 4 月 12 日付け奈労発基 0412 第 2 号「第 13 次労働災害防止計画に係る奈良労働局における推進計画の策定について」（以下「13 次防 奈良局版」という。）等に基づく取組を行ってきたところで

す。  
しかし、令和 4 年 1 月時点（速報値）における死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）は、小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害だけで全体の約 3 割を占めており減少が見られないこと、また事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）が多く発生し、中には転倒など 1 カ月の休業を要するなど重篤な災害も発生しているところ

です。  
こうした状況から、奈良県内の労働災害を減少させ、「第 13 次防 奈良局版」で掲げた「2017 年と比較して、2022 年までに死傷者数（休業 4 日以上労働災害）を 10%以上減少させる」という全体目標に近づけるために、別添のとおり、令和 4 年度「安全衛生教育推進キャンペーン」実施要領を定め、小売業、社会福祉施設及び飲食店に対し、職場における安全衛生教育の実施の徹底を図ることと

します。  
貴会におかれましては、会員事業場等に対し、その推進を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、事業場への周知・指導に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。

<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/>

[hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei/hourei\\_seido/\\_120147\\_00006.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/_120147_00006.html)

# 令和4年度 「安全衛生教育推進キャンペーン」実施要領

## 1 趣旨

「安全衛生教育推進キャンペーン」は、労働者の安全と健康を守るために重要となる安全衛生教育について、その重要性を労使双方に再認識させ、確実に実施することを目的に、奈良労働局が主唱し推進するキャンペーンである。

奈良労働局管内で発生する小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害は、これら3業種だけで全産業の3割を占めており、奈良県内の労働災害を減少させるためには、これら3業種の労働災害を減少させることが重要（急務）となる。労働災害の特徴を見ると、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」などの行動災害が多くを占めている。そのため、基本的対策として事業場が労働者に対し雇入れ時や配置転換時あるいは管理職への登用時等の節目の時期に安全衛生教育を徹底して行い、これを繰り返し行っていくことが重要になる。

そこで新たに「安全衛生教育推進キャンペーン」と称した取り組みを実施する。

## 2 実施期間

令和4年度 4月～6月（重点期間 5月）

## 3 キャンペーンスローガン

「職場の安全と健康は、教育の積み重ね！」

## 4 重点対象業種

小売業、社会福祉施設、飲食店

## 5 主唱者

厚生労働省奈良労働局

## 6 実施者

各事業場

## 7 キャンペーン期間中の実施事項

### (1) 主唱者

- ①記者発表、Webサイト等、様々な媒体を通じての広報
- ②労働局幹部による事業主団体への要請
- ③各事業主団体を通じた本キャンペーンの事業場への周知

- ④事業場に対する個別指導、自主点検等による周知・指導
- ⑤その他、安全衛生教育に関しての事業場への支援

(2) 実施者

- ①本キャンペーン実施責任者の選任
- ②安全衛生作業マニュアルの作成および整備
- ③年間の安全衛生教育実施計画の作成
- ④安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- ⑤法定教育等の徹底
  - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者も含む）に対する雇入れ時教育
  - イ 配置転換により作業内容に変更のあった者に対する作業内容変更時教育
  - ウ 職場リーダーや管理職に新たに就任するものに対する責任者教育
  - エ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育
  - オ その他、職場の安全衛生水準の向上のために有効な教育

# STOP！ 労働災害

## 安全衛生教育推進キャンペーン を展開中！

### 事業主のみなさん！

労働安全衛生法では、雇入れ時教育などの実施が義務付けられています。



➤ 教育に際しては、適切な新型コロナウイルス感染予防対策を講じましょう！

### 正しい知識で職場を安全に！！

経験年数の少ない未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険に対する感受性もまだ低いため、熟練労働者よりも労働災害の発生率が高い状況にあります。そのため、雇入れ時教育などの安全衛生教育の実施が大変重要となります。



# 安全衛生教育推進キャンペーンとは

奈良労働局管内で発生する小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害は、これらの3業種だけで全産業の約30%を占めており、奈良県内で発生する労働災害を減少させるためには、これら3業種の労働災害を減少させることが急務となっています。これら3業種の労働災害の特徴としては、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」などの行動災害が多くを占めています。基本的な対策として事業場が労働者に対し雇入れ時や配置転換時あるいは管理職への登用時等の節目の時期に安全衛生教育の実施を徹底し、これを繰り返し行っていくことが大変重要です。

「安全衛生教育推進キャンペーン」は、「職場の安全と健康は、教育の積み重ね！」をスローガンに、これらの3業種を重点対象業種とし、労働者の安全と健康を守るために重要となる安全衛生教育について、その重要性を事業主と労働者に再認識していただき、確実に実施していただくよう、令和4年度の4月から6月に集中して取り組むものです。

## 【実施事項】

- ①本キャンペーン実施責任者の選任
- ②安全衛生作業マニュアルの作成および整備
- ③年間の安全衛生教育実施計画の作成
- ④安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- ⑤法定教育等の徹底
  - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者も含む）に対する雇入れ時教育
  - イ 配置転換により作業内容に変更のあった者に対する作業内容変更時教育
  - ウ 職場リーダーや管理職に新たに就任するものに対する責任者教育
  - エ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育
  - オ その他、職場の安全衛生水準の向上のために有効な教育

## マンガでわかる働く人の安全と健康 ～ 教育用教材のご案内 ～

厚生労働省では、働く人の安全と健康について、初めて学ぶ方へ向けた視聴覚教材（漫画教材）を作成しています。

外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、14言語（一部11言語）に対応した教材をご用意していますので、事業場における安全衛生教育に、ぜひご活用ください。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

⇒

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13668.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html)